

フカイ工業株式会社

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

従業員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、また、仕事と子育ての負担を軽減し、その継続就業や円滑な職場復帰を図るために次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和8年3月31日

2. 内容

(目標)

女性の育児休業取得率100%を維持するとともに、
男性の育児休業取得率を20%以上とする。

(取組内容・実施時期)

令和4年4月～

- ①育児休業に関する申し出先、相談窓口を設置する。
- ②下記項目の説明を掲示板に貼りだして周知する。
- ③本人または配偶者の妊娠・出産が判った従業員に対して、育児休業制度等に関する以下の事項を個別に丁寧に説明し、取得意向の確認を書面にて行う。

- ・ 育児休業・産後パパ育休に関する制度
- ・ 育児休業・産後パパ育休の申し出先
- ・ 育児休業給付に関すること
- ・ 従業員が育児休業・産後パパ育休期間について負担すべき社会保険料の取扱い

以上